

# 日本の大学の海外教育活動の実例

全国の国公立大学及び文部科学省高等教育局私学部の「学校法人の海外教育施設に関する実態調査」において「海外に教育施設を設置している又は設置することを計画している」と回答した学校法人を対象とした調査の結果に基づき作成。

## 提供する学位による分類

### 1. 日本の学位(又は単位)を授与 (学位授与には日本での履修が必要)

#### 外国の大学との協定による場合(現地学生を対象)

外国の大学(=協定校)に本校(日本の大学)が2年間の「コース」を提供し、その「コース」を修了し試験に合格した現地の大学生を本校の3年に編入学させ、本校の学位を授与。

#### 本校が単独で外国に教育施設を設置する場合(日本人学生を対象)

本邦法人が外国に教育施設を取得又は借用し、本校の学生を一定期間派遣し教育を行う。履修した授業は本校の卒業に必要な単位として認定する。

### 2. 外国の学位(又は単位)を授与

#### 現地学生を対象として当該外国の正規の大学を設置する場合

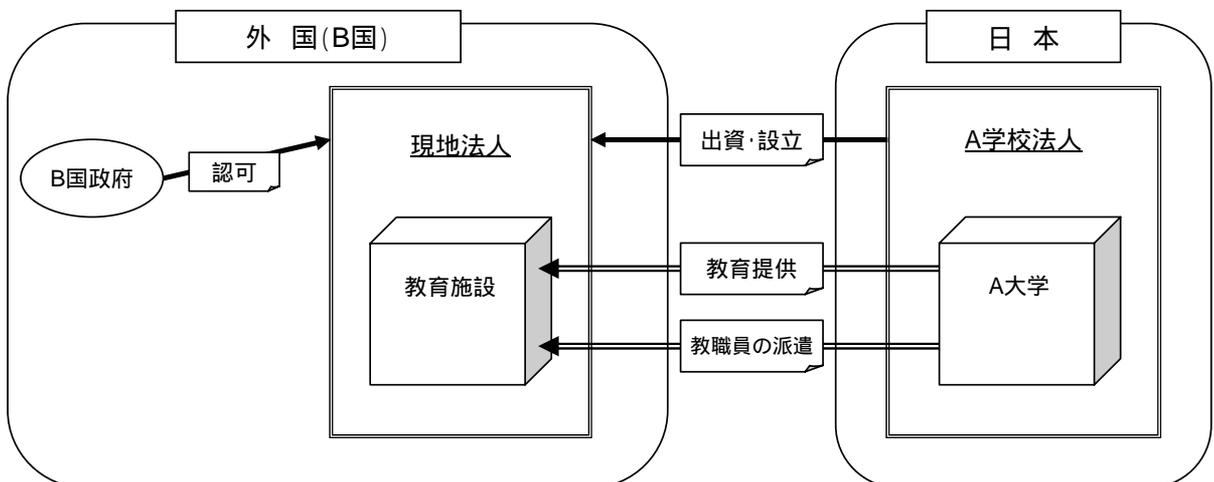
外国に「正規の大学」を設立し、現地学生を受け入れ、現地の大学としての学位を授与する。(なお、本校の学生(本校で一定期間履修した者)を現地の大学へ派遣し、外国、日本の両大学での履修により本校の学位を授与することもある。)

#### 主に日本人留学生を対象として当該外国の正規の大学を設置する場合

外国に日本人を対象とした「正規の大学(2年制)」(=外国の短期大学)を設立し、主に日本人留学生を受け入れる。卒業者は現地大学へ編入学できる資格を取得できるため、日本、外国への編入学を選択できる。(本校の3年次へ編入学できる制度も確立されている。)

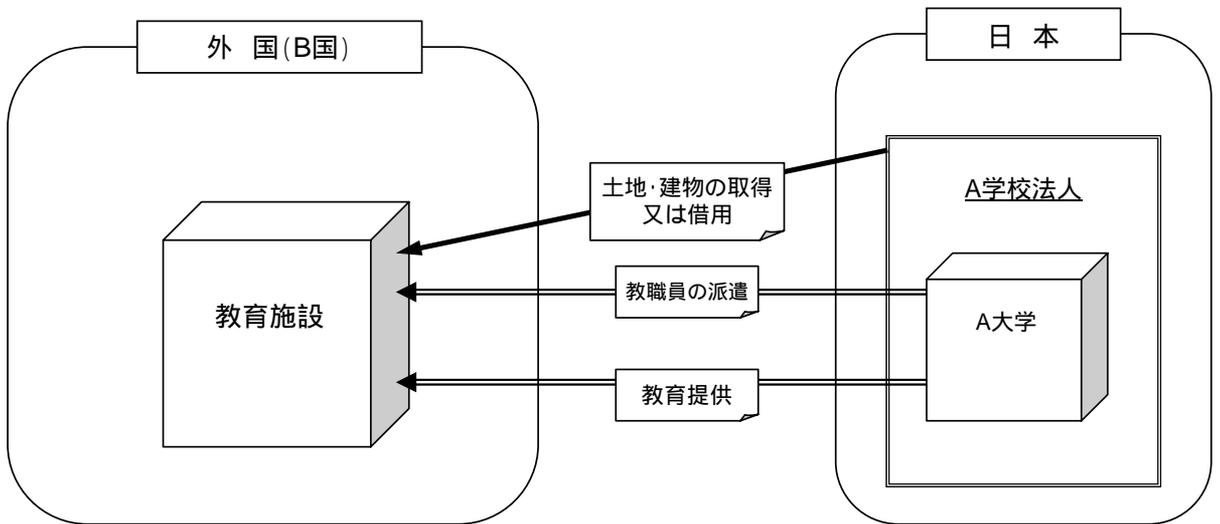
## 事業形態による分類

### 1. 現地に法人を設立するタイプ



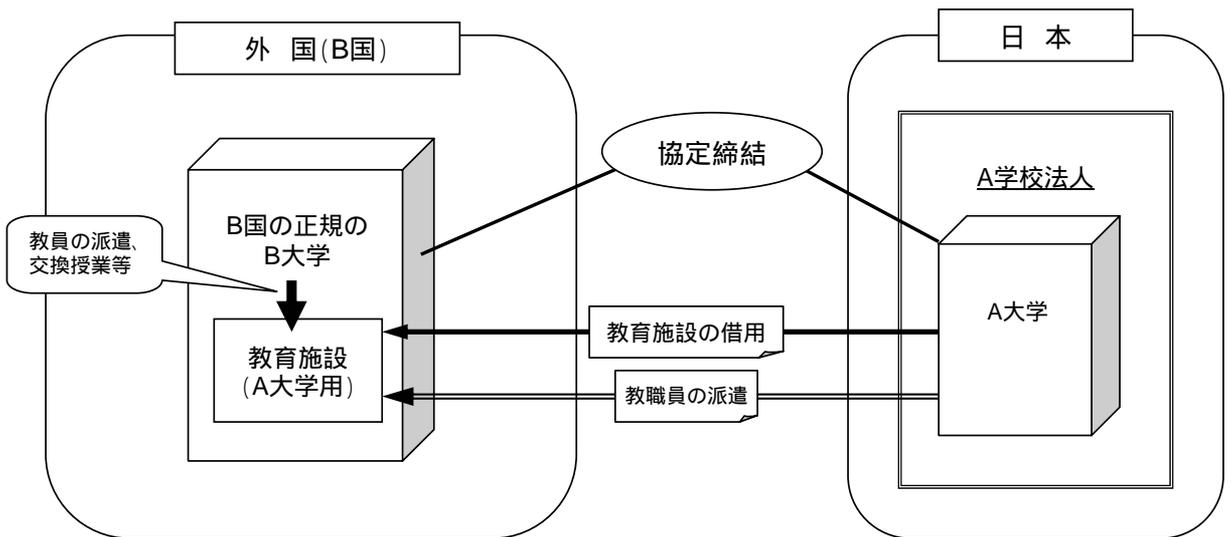
- ・日本のA学校法人が、現地(B国)の法制度に基づき、法人を設立。
- ・現地法人の運営費の大部分は、A学校法人の出資による。
- ・教職員はA大学から派遣及び現地での採用により、原則としてA大学の理念に基づく教育を提供。

## 2. 日本の学校法人が直轄するタイプ



- ・日本のA学校法人が、現地(B国)に土地・建物(教育施設)を取得又は借用。
- ・当該教育施設はA学校法人が直接管理・運営にあたる。
- ・教職員はA大学から派遣により、A大学の教育を提供。
- ・基本的にはA大学の学生の教育のための施設である。

## 3. 協定による教育提供を行うタイプ



- ・日本のA大学が、現地(B国)の正規のB大学と協定を締結し、B大学の施設の一部を借用し教育を提供。
- ・教職員はA大学からの派遣及び協定校のB大学からの派遣など。
- ・教育内容はA大学による教育。